令和７年３月１２日

南島原市長　松本　政博　様

南島原市補助金支出事務の適正化内部調査委員会
委員長（総務部長）　米田　伸也

南島原市補助金支出事務の適正化内部調査委員会報告書

南島原市補助金支出事務の適正化内部調査委員会要綱（令和６年南島原市訓令第 11 号）第６条の規定により、下記のとおり報告します。

記

第１　南島原市補助金支出事務の適正化内部調査委員会の概要

１　調査委員会の設置

本市における補助金の支出事務に関する調査、見直し等を行い、もって、適正な事務の構築を図るため、南島原市補助金支出事務の適正化内部調査委員会（以下「委員会」という。）を設置（令和６年１２月１８日）

２　委員会の構成

委員長　　総務部長
副委員長　財政課長
委員　　総務秘書課長、人事課長、会計課長及び監査委員事務局長

３　委員会の開催状況

第１回　令和６年１２月１８日
第２回　令和７年　１月　７日
第３回　令和７年　２月　５日

第２　事案の概要

第１回から第３回までの委員会において、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱（令和５年南島原市告示第 63 号）に基づく南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）の支出事務について、補助金支出までの経緯の把握、補助金支出に至った原因及び、補助金支出事務における課題の整理を行った。

１　補助金支出までの経緯（令和６年 11 月 25 日付け６南監第 102 号「住民監査請求に基づく監査の結果について」から抜粋）（補助金交付決定までの経緯は省略）

・令和５年７月、補助対象者から商工観光課へ、資金調達に苦慮しているため補助金の前金払いの相談があった。
・商工観光課は、年度内完成が事業の条件であり、これ以上の着工遅れは事業に支障を来すため、資金の調達ができれば工事が進展するとの思いから概算払いを検討。
・商工観光課は、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）策定の所管課である地域づくり課に対し概算払いの可否について確認を行い、地域づくり課は、同年８月１８日概算払いに係る要綱の改正を行った。
・同年８月２１日、補助対象者と概算払いに関する協議書を締結。
・同年８月２２日、補助対象者より概算払い請求書が提出され、同日、支出命令書を起票。
・会計課は、補助金の概算払いについて、第三者の口座への振り込みは難しいと、支出処理を一旦停止し商工観光課へ指摘を行う。
・商工観光課と副市長の協議により支出を承認。

２　補助金支出に至った原因

今回の補助金支出は、デジタル田園都市国家構想交付金事業の条件である年度内完成のため、事業の進展を急ぎ、補助対象者の

意向を容認し概算払いを実施したものであり、支出額、支出方法（委任払い）などについて、制度上可能ということを理由に十分な協議、精査が不足していたことにより生じたものと判断する。

3　補助金支出事務における課題

今回の支出について、以下の課題が考えられる。

（１）概算払いについて

・概算払いについては支出方法の特例として制度的に認められているが、その理由や根拠は適切であったか。議論や精査が足りなかったのではないか。
・補助金であるが、内容的には工事関係であり性質上、全額支出が適切であったか。
・市長が特に必要と認めるという部分を、どのように確認しているのか。決裁をとってあるが、情報共有ができていたか。
・支出に当たり、十分に検討できる期間的余裕はなく、また情報共有ができていたか。
・市長が必要と認める理由がどうだったのか、市民に説明できる合理的な理由であるかどうかというところの判断に問題がある。
・補助対象者の資金計画の審査が必要であった。

（２）委任払いについて

・原則、債権者本人に支払うべきである。委任状の記載事項について、受任者と委任者との権利関係がはっきりと読み取ることができない部分がある。
・それぞれが疑問に思うようなところがある中で今回事務が行われている。例えば制度上認められていることであっても、どこかの段階でチェックをして止められるような、ルール作りが必要ではないか。
・補助金の支出は、相手方が正当な債権者であることが原則である。委任払いの行使にはその理由が必要であり、委任者、受任者の合理的関係性の精査が必要である。
・書面上、先方からどういう理由で、この口座に振り込んでくださいというようなことを申請させて、整理しておく必要があっ

たのではないか。

・今回においては、委任状に記名押印がなされているが、印鑑をもらうだけではなくて、署名捺印が必要ではないか。今回は印鑑を押すだけになっていたという部分が、責任のあり方が曖昧になってしまっている。相手方の意思が明確に示されたかどうかという確認ができない部分があり、その点も問題である。

・事前に決裁された協議書には、支払方法について、乙の指定する口座に振り込むことは記載されているが、指定口座の情報は記されていない。支出命令に添付された委任状において、第三者への委任が判明している。委任先について、市長に対し説明がなされていないことも問題がある。

第３　検証及び対策

１　検証

以上のとおり、補助金支出までの経緯の把握、補助金支出に至った原因及び、補助金支出事務における課題を整理し、補助金の支出事務について検証した結果、概算払い、委任払いのいずれにおいても、市長の裁量権を行使するに当たって、慎重な審査や協議が不足していたと判断せざるを得ない。

２　対策

概算払いによる支出については、地方自治法第２３２条の５において特例的に定められた支出方法であり、また、委任払いによる支出については、やむを得ない場合に限り行われている事務処理であり、これらの支出方法を一概に否定することはできないため、以下の点を職員に通知し、その徹底を図る。

（１）概算払いに係る支出について

ア　補助金は、原則として、実績報告の提出後、補助金の額が確定した後に交付すること。

イ　補助金の概算払いを認めることは、市長の裁量権の行使に当たるため、決裁権者へ説明を尽くすこと。

ウ　当該補助金の全額について、概算払を容易に認めるのでは

なく、内容が適切かどうか、補助事業の内容に応じて適切に判断すること。

エ　補助金の概算払いを行う場合は、合理的な理由が必要であるため、申請者に対し、必要な理由、金額、時期等を記した書類の提出を求めること。

（２）委任払いに係る支出方法について

ア　法令等で定められている場合を除き、原則として、委任払いは行わないこと。

イ　委任払いが、やむを得ない場合に限り認められていることを踏まえると、法令等で認められている場合であっても、申請者に対し、委任払いが必要な理由を記した書類の提出を求めること。

ウ　委任払いにより支出する場合は、事前に決裁権者に報告を行うこと。

エ　支出命令の際は、代理権の授与を証する書面として委任状の添付が求められているところ、委任者と受任者の権利関係を審査するため、当該委任状に、双方の関係性を明記させるとともに、双方の署名捺印（法人の場合にあっては、記名押印）を求めること。